

特定投資家制度の期限日のお知らせ

きらぼし銀行では、金融商品取引法上（銀行法等において準用する場合を含みます。以下同じ。）の「特定投資家制度」における投資家区分の移行の「期限日」を以下のとおり定めています。

特定投資家制度の「期限日」

毎年7月31日（休日を含む）

特定投資家制度について

「金融商品取引法」（平成19年9月30日施行）における「特定投資家制度」とは、投資家であるお客さまを特定投資家と特定投資家以外の投資家（以下、「一般投資家」といいます。）に分け、その属性に応じて一定の行為規制が適用除外となるなど柔軟化を図るための制度です。特定投資家制度では、一定の要件の下、お客さまのお申出により、契約の種類ごとに「特定投資家」から「一般投資家」へ、あるいは「一般投資家」から「特定投資家」へ移行することが認められています。

期限日について

「一般投資家」から「特定投資家」へ移行された場合、移行期間は最長でも1年以内とする期限が設けられており、当行は、一律に、移行後最初に到来する7月31日（休日を含む）を「期限日」とさせていただきます。期限日の翌日以降は元の投資家区分に戻りますので、ご継続をご希望の場合には再度、移行のお申出手続きが必要となります。なお、「特定投資家」から「一般投資家」への移行につきましては、お客さまのお申し出があるまで有効となりますので、上記「期限日」の適用はございません。

平成30年5月1日現在

株式会社きらぼし銀行

登録金融機関 関東財務局長（登金）第53号

加入協会 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

